

いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市のまぐろ漁業事業所が船員の確保育成を積極的に実施することにより継続的に本市のまぐろ漁業の活性化及び水産業振興に寄与するため、市長が予算の範囲内において交付するまぐろ漁業就業者確保育成事業補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） まぐろ漁業就業者確保育成事業 事業所が、乗組員に対して、海技免許等取得機関で新規又は上級の海技免許等を取得するための講習等費用を負担することにより支援する取組
- （2） 事業所 いちき串木野市内に本社を有するまぐろ漁業事業所
- （3） 海技免許等 海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、海上特殊無線技士、衛生管理者等の免許

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、乗組員に対して海技免許等を取得するための費用を負担する事業所とする。

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、事業所が雇用する乗組員が海技免許等を取得するための講習等費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、国県費補助金その他の給付を除く海技免許等の取得に係る講習等費用の10分の5以内の額とし、海技免許等

取得件数 1 件につき 20 万円を限度とする。

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする事業所は、いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1） 対象者が取得（修了）した海技免許等（又は修了証明書等）の写し

（2） 対象者の海技免許等の取得に係る講習等費用の証拠書類等の写し

（3） その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び確定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により、交付すべき補助金の額を確定し、事業所に通知する。

（補助金の交付）

第 8 条 補助金等交付請求書は、いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付請求書（様式第 3 号）によるものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の返還を求めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 住 所
事業所名
代表者の職・氏名

いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付申請書

年度においていちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金を交付くださるよう、いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金申請金額 金 円

2. 関係書類

- (1) 対象者が取得（修了）した海技免状等（又は修了証明書等）の写し
- (2) 対象者の海技免許等の取得に係る講習等費用の証拠書類等の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

いちき串木野市長



いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金
交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあったいちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金の交付については、いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定し、額を確定したので通知します。

記

交付決定及び確定額 金 円

年 月 日

いちき串木野市長 様

住 所
事業所名
代表者の職・氏名 ⑩

いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定兼確定通知書に基づく 年度
いちき串木野市まぐろ漁業就業者確保育成事業補助金を交付くださるよう、下記のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	金 円			
振 込 先	金 融 機 関 名		支 店 名	
	口 座 番 号		口 座 の 種 類	
	(フリガナ) 口 座 名 義 人			